

誓 約 書

近畿農政局長 殿

農林水産省において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省就業体験実習実施要領（平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知）等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習時間は午前9時45分から午後5時15分（以下、「定時という」）までとし、このうち午後0時から午後1時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
2. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
3. 実習期間中は農林水産省職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
4. 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
5. 農林水産省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の取扱いについては、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
6. 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由して実習実施機関の長に提出すること。
7. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けること。
8. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導官にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導官にその旨を連絡すること。

令和     年     月     日